

令和7年8月29日
薬事衛生課
課長 大岸
外線 225-1440
内線 4 1 5 0

知事指定薬物の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」3物質を指定しました。

知事指定薬物及び当該物質を含む製品の製造、販売、所持、使用等は条例に違反することとなり処罰の対象となります。

記

1 知事指定薬物（3物質）

- (1) (8R)－1－ベンゾイル－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類
- (2) tert－ブチル 3－[2－(ジメチルアミノ)エチル]インドール－1－カルボキシレート及びその塩類
- (3) (4S，5S)－5－(4－フルオロフェニル)－4－メチル－4，5－ジヒドロオキサゾール－2－アミン、(4R，5R)－5－(4－フルオロフェニル)－4－メチル－4，5－ジヒドロオキサゾール－2－アミン及びそれらの塩類

2 施行期日

令和7年8月30日

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>